

政令第四百十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第三十条第一項、第三十一条の十三第一項において読み替えて準用する第二十八条第四項、第三十一条の十五第一項、第三十一条の二十及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八号中「第十三条又は」を「第十三条若しくは」に改め、「行為」の下に「又は同法第二十四条の七の罪に当たる違法な行為」を加え、同条第十一号中「若しくは第二十八条第一項若しくは第三項」を「、第二十八条第一項若しくは第三項、第五十条の十六若しくは第五十条の十七」に、「の罪」を「若しくは第六十九条の五の罪のいずれか」に改め、同条に次の一号を加える。

十七 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十二条又は第三十三条第一号の罪のいずれかに当たる違法な行為

第十三条の三の次に次の三条を加える。

(店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限に関する条例の基準)

第十三条の四 法第三十一条の十三第一項において読み替えて準用する法第二十八条第四項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第三十一条の十三第一項において読み替えて準用する法第二十八条第四項の制限は、営業を営んではならない時間を指定して行うこと。

二 営業を営んではならない時間の指定は、性風俗に関し、深夜における良好な風俗環境を保全する必要がある場合に、必要に応じ地域を指定して、行うこと。

(法第三十一条の十五第一項の政令で定める重大な不正行為)

第十三条の五 法第三十一条の十五第一項の政令で定める重大な不正行為は、第十三条各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる行為とする。

(法第三十一条の二十の政令で定める重大な不正行為)

第十三条の六 法第三十一条の二十の政令で定める重大な不正行為は、第十三条各号(第二号及び第三号を

除く。)に掲げる行為とする。

第十五条の二(見出しを含む。)中「第三十五条の三」を「第三十五条の四」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十二号)の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の前にした行為については、改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第十三条第八号(大麻取締法第二十四条の七に係る部分に限る。)、第十一号(麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十六、第五十条の十七及び第六十九条の五に係る部分に限る。)及び第十七号の規定は、適用しない。